

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年7月1日(2022.7.1)

【公開番号】特開2021-101823(P2021-101823A)

【公開日】令和3年7月15日(2021.7.15)

【年通号数】公開・登録公報2021-031

【出願番号】特願2019-233870(P2019-233870)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

【手続補正書】

【提出日】令和4年6月23日(2022.6.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者による操作対象とされる操作部と、

判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与する特典付与手段と、

前記操作部に対する操作受付が許容されうる操作許容状態で前記操作部に対する操作受付がなされると、該操作受付に応じた受付後変化を生じさせる操作許容状態実行手段と、

前記操作部を摸した表示を行う摸画像表示手段と

を備え、

30

前記操作許容状態の種別として、所定条件が成立したことに基づいて発生する所定操作許容状態と、特定条件が成立したことに基づいて発生する特定操作許容状態とが用意されており、

前記所定操作許容状態では、複数回の操作受付が許容可能とされており且つ前記摸画像表示手段による表示の対象とされる操作部が1つまたは複数あり、該操作部に対する操作受付がなされたときは、該操作受付がなされたことを契機として当該所定操作許容状態が終了される場合があるようになっており、

前記特定操作許容状態では、複数回の操作受付が許容可能とされており且つ前記摸画像表示手段による表示の対象とされない操作部として第1操作部及び第2操作部があり、前記第1操作部及び第2操作部のいずれに対する操作受付がなされたとしても、該操作受付がなされたことを契機として当該特定操作許容状態が終了されることはないようになっており、

前記特定操作許容状態において前記第1操作部に対する操作受付がなされると、該操作受付に応じた第1側特定受付後変化を、複数の第1側態様のいずれかとして生じさせうるが、該複数の第1側態様のうち特別の第1側態様が生じている間に前記第1操作部に対する操作受付が再びなされた場合は、前記第1側特定受付後変化として前記特別の第1側態様とは異なる第1側態様が新たに生じることはなく、

前記特定操作許容状態において前記第2操作部に対する操作受付がなされると、該操作受付に応じた第2側特定受付後変化を、複数の第2側態様のいずれかとして生じさせうるが、該複数の第2側態様のうち特別の第2側態様が生じている間に前記第2操作部に対する

40

50

る操作受付が再びなされた場合は、前記第2側特定受付後変化として前記特別の第2側態様とは異なる第2側態様が新たに生じることはないようになっており、

さらに、

前記操作許容状態の種別として、特別条件が成立したことに基づいて発生する特別操作許容状態がさらに用意され、該特別操作許容状態は、特定BGMが非可聴の状態にされているなかで発生する場合と、該特定BGMが可聴出力されているなかで発生する場合との両方があるようになっており、

前記特別操作許容状態は、当該特別操作許容状態が発生する時点で終了している前回の図柄変動の変動パターンの種別が特定変動パターンであるときには、前記特定BGMが可聴出力されているなかで発生する

10

ことを特徴とする遊技機。

#### 【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

#### 【0007】

手段1：遊技者による操作対象とされる操作部と、

判定を行う判定手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与する特典付与手段と、

前記操作部に対する操作受付が許容されうる操作許容状態で前記操作部に対する操作受付がなされると、該操作受付に応じた受付後変化を生じさせる操作許容状態実行手段と、

前記操作部を摸した表示を行う摸画像表示手段と

を備え、

前記操作許容状態の種別として、所定条件が成立したことに基づいて発生する所定操作許容状態と、特定条件が成立したことに基づいて発生する特定操作許容状態とが用意されており、

前記所定操作許容状態では、複数回の操作受付が許容可能とされており且つ前記摸画像表示手段による表示の対象とされる操作部が1つまたは複数あり、該操作部に対する操作受付がなされたときは、該操作受付がなされたことを契機として当該所定操作許容状態が終了される場合があるようになっており、

前記特定操作許容状態では、複数回の操作受付が許容可能とされており且つ前記摸画像表示手段による表示の対象とされない操作部として第1操作部及び第2操作部があり、前記第1操作部及び第2操作部のいずれに対する操作受付がなされたとしても、該操作受付がなされたことを契機として当該特定操作許容状態が終了されることはないようになっており、

前記特定操作許容状態において前記第1操作部に対する操作受付がなされると、該操作受付に応じた第1側特定受付後変化を、複数の第1側態様のいずれかとして生じさせうるが、該複数の第1側態様のうち特別の第1側態様が生じている間に前記第1操作部に対する操作受付が再びなされた場合は、前記第1側特定受付後変化として前記特別の第1側態様とは異なる第1側態様が新たに生じることはなく、

前記特定操作許容状態において前記第2操作部に対する操作受付がなされると、該操作受付に応じた第2側特定受付後変化を、複数の第2側態様のいずれかとして生じさせうるが、該複数の第2側態様のうち特別の第2側態様が生じている間に前記第2操作部に対する操作受付が再びなされた場合は、前記第2側特定受付後変化として前記特別の第2側態様とは異なる第2側態様が新たに生じることはないようになっており、

さらに、

前記操作許容状態の種別として、特別条件が成立したことに基づいて発生する特別操作許容状態がさらに用意され、該特別操作許容状態は、特定BGMが非可聴の状態にされて

20

30

40

50

いるなかで発生する場合と、該特定BGMが可聴出力されているなかで発生する場合との両方があるようになっており、

前記特別操作許容状態は、当該特別操作許容状態が発生する時点で終了している前回の図柄変動の変動パターンの種別が特定変動パターンであるときには、前記特定BGMが可聴出力されているなかで発生することを特徴とする遊技機。

10

20

30

40

50